

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）146条1項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）65条の規定に基づく自動車税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年5月1日付けでした自家用自動車（登録番号：〇〇、内燃機関の燃料：ガソリン、総排気量：1.59リットル。以下「本件自動車」という。）に係る令和2年度自動車税賦課処分（税額45,400円、納期限令和2年6月1日。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の取消しを求めている。

本件自動車は登録から13年を超えているため環境負荷の高い車両として15%重課されているところ、環境負荷とは何なのかそもそも定義されていない。重課の根拠となる具体的な負荷物質を明らかにせよ。登録から13年を経過すると重課されるので環境負荷が一気に高まると思料されるがその根拠を提示されたい。

また、同じ13年経過でも小型・普通乗用と貨物・大型乗用では環境負荷が異なるのはなぜか、併せて説明されたい。加えて、本件自動車は同排気量の他用途車（営業用の乗用や貨物など）に比べ税率が著しく高額で大変不公平である。環境負荷を税率の根拠とするなら車両の生産から廃棄までの間でどの程度のエネルギーを使用するかをアセスメントし加えて燃料の使用量を加味しなければ論理的とはいえないし、電動車両やハイブリッド車は重課されないのも整合性がない。このような論理や整合性のない根拠から処分庁は課税権を濫用し、いたずらに重い課税処分を行っており、承服しかねる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年4月8日	諮問
令和3年5月14日	審議（第55回第3部会）
令和3年6月10日	審議（第56回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 自動車税は、自動車に対し、賦課期日（4月1日）現在の所有者に課するとされ、その税率は、総排気量が1.5リットルを

超え 2 リットル以下の自家用の乗用車については、年額 39,500 円とされている（法 146 条 1 項、同 177 条の 7、同条の 8、条例 65 条、同 77 条、同 78 条）。

(2) ただし、上記自家用自動車のうち、平成 20 年 3 月 31 日までに新規登録を受けたガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車については、新規登録を受けた日から起算して 14 年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税は、45,400 円とすることとされている（法附則 12 条の 3 第 1 項 1 号、条例附則 7 条 1 項 1 号及び同条の 2 第 3 項）。

2 これを本件についてみると、本件自動車は、平成 4 年 8 月 31 日に新規登録された、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる総排気量 1.59 リットルの自家用乗用車であるが（登録事項等証明書）、本件自動車に係る令和 2 年度分の自動車税賦課処分に当たっては、当該年度が新規登録を受けた日（平成 4 年 8 月）から起算して 14 年を経過した日の属する年度以後に当たることから、条例附則 7 条 1 項 1 号及び同条の 2 第 3 項の規定に基づき 45,400 円とされたものである。

そうすると、本件処分に係る税額は、前記 1 の法令の規定に則ったものであり、本件処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、第 3 のとおり、本件処分や本件処分に係る法令について、登録から 13 年を経過すると環境負荷が一気に高まるとする根拠を提示されたい、具体的な負荷物質を明らかにせよ、同じ 13 年経過でも小型・普通乗用と貨物・大型乗用では環境負荷が異なるのはなぜか、本件自動車は同排気量の他用途車（営業用の乗用や貨物など）に比べ税率が著しく高額で大変不公平である、環境負荷を税率の根拠とするなら車両の生産から廃棄までの間での程度エネルギーを使用するかアセスメントし加えて燃料の使用量を加味しなければ論理的とはいえない、電動車両やハイブリ

ッド車は重課されないのも整合性がない、このような論理や整合性のない課税は処分庁による課税権の濫用である等縷々主張する。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これを誠実に執行すべき立場にある。また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、処分が現行の法令に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものであって、現行の法令に対する不服について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断された場合には、これを取り消すことはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成